

神戸市水道労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和元年 11 月 28 日(木) 17:00～18:00
2. 場 所：市役所 4 号館 802 会議室
3. 出席者：
（局）業務改革担当課長，職員係長
（組合）委員長，副委員長，書記長，書記次長 他 4 名
4. 議 題：会計年度任用職員（特定事務）の勤務・労働条件について
5. 交渉概要：

（局）それでは，団体交渉をはじめます。

（局）平素より，水道事業の円滑な運営に，日々努力していただいていることに，心より感謝申し上げます。

昨年，非正規職員の任用根拠の明確化及び処遇改善を目的に，地方公務員法及び地方自治法が改正された。これにより，来年の 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入される。今，嘱託職員や臨時的任用職員として働いている職員のポストは，原則として，すべて会計年度任用職員のポストに移行することになる。

制度の導入にあたっては，基本的には，総務省の指針，またそれに基づき設計される全市の制度に則り対応していくが，休暇や給与等の勤務・労働条件について，本日提案する。

（局）それでは，会計年度任用職員の勤務・労働条件について，提案内容を説明するが，まず簡単に，その任用区分について説明する。会計年度任用職員の任用にあたっては，一般事務と特定事務という 2 つの区分で行う。このうち，一般事務は定型的・定例的な業務を行う職であり，特定事務は，一定の知識経験を要する特定の職である。本日は，特定事務の会計年度任用職員の勤務・労働条件について提案する。

「1. 勤務時間」については，原則，週 30 時間もしくは週 31 時間のパートタイム勤務とする。具体的には，週 30 時間勤務の場合は，1 日 6 時間の週 5 日勤務，週 31 時間の場合は 1 日 7 時間 45 分の週 4 日勤務となる。週 30 時間勤務か週 31 時間勤務のどちらになるかは，各職場の状況等を踏まえ決定する。

次に「2. 休暇等」については，別紙の通りである。内容は市長部局と同様のものである。

「3. 給与」については，まず給与の種類としては，給料，地域手当，期末手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当，特殊勤務手当，通勤手当，退職手当で

ある。給料以外の手当については、原則、正規職員に準じたものとなっている。退職手当を括弧書きにしているが、退職手当の支給対象は、勤務期間が6ヶ月を超えるフルタイム職員のみであり、パートタイム勤務の会計年度任用職員は対象外である。

給料について、週31時間勤務の職員の場合で説明する。現職のときに担当であった職員の給料については、企業一般職給料表2級2号給・企業職給料表2級26号給の金額を基準に決定する。給料月額はそれぞれ172,400円であるので、それを5分の4した137,920円が給料月額となる。これに地域手当と期末手当を含めた年収はおよそ226万円となる見込みである。同様に、現職のときに係長級であった職員については、企業一般職給料表2級15号給・企業職給料表2級39号給を基準に決定する。給料月額が156,720円、年収はおよそ256万円となる見込みである。

「4. その他」であるが、水道局の技術・技能の継承に必要な場合、その他管理者が認めた場合は、元担当職員は企業一般職給料表2級8号給・企業職給料表32号給、元係長級職員は企業一般職給料表2級27号給、企業職給料表2級51号給を基準に給料を決定する。

提案は以上である。よろしく願います。

(労組) ただいま会計年度任用職員の勤務労働条件について提案いただいた。今後嘱託職員、臨時的任用職員のポストについては原則としてすべて会計年度任用職員のポストに置き換わるということであったが、原則からはずれるケースというのは水道局ではあるのか。

(局) 基本的に想定していない。

(労組) 現行、嘱託職員は組合員になっていただいている範囲であるが、その方々が会計年度任用職員の特定事務におきかわると理解してよろしいか。

(局) そうだ。

(労組) 今回は会計年度任用職員の特定事務についてだけ提案を受けたと考えてよいか。

(局) そうだ。

(労組) 勤務時間について、原則、パートタイムということで提案がでていますが、あくまで職場の状況に応じて原則以外もありうるということでもいいか。

(局) 簡素で効率的な行政体制を実現するという趣旨から、原則はパートタイム勤務と

しているが、本来正規職員や再任用職員が配置されるポストに会計年度任用職員を任用する場合は、職場の状況等を踏まえ、フルタイムでの任用もあると考えている。

(労組) 休暇等について、年次有給休暇や夏季休暇の考え方が、以前市労連で話をしていたときから少し進んだ部分があるが、これも全市的に同じ動きということでもいいか。

(局) これも市と合わせたかたちでいきたいと考えている。

(労組) フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給月数は一般職員に準じたものか。

(局) その想定だ。

(労組) 昇給はあるのか。

(局) 昇給はない。

(労組) 現行と比べて給与がどうなるのかといった話や休暇制度等、これまで市労連で聞いていた話から少し変わっている部分もあるので、持ち帰って分析をして、改めて回答するというかたちをとりたい。

(局) よろしく願います。それでは、以上をもって団体交渉を終了する。